

平成27年6月発行 第103号

F/E)...7YG%\$!/\œFC Z#ã #Ø 0{ œ4Š#Ö q}2†!...G% Å ›&Ÿ&t €
FÈ130-8640 Z#ã Å « MN% HH \$ HH • TEL03-5608-6184

インターネットトラブル

インターネットは便利なもの、反面トラブルの危険性も!

ワンクリック請求

- 興味本位でアダルトサイトを閲覧した。突然、会

オンラインゲーム

通信販売

注！意

マンションの修繕工事を狙った訪問販売のリフォーム工事



～書面不備によるクーリング・オフ～

Q

現在マンションの大型修繕工事をしている。2週間前、工事関係者と名乗る男性が訪問してきて、「マンションの排水管の取替工事を行っているので、この機会に浴室等の水回りのリフォームをしないか。」と勧誘され、浴室リフォーム工事 150万円の契約をした。

昨日、マンション管理人から「修繕工事業者とは全く関係ない業者が、訪問勧誘しているので注意するように。」と知らされた。自分が契約した事業者は全く関係ない事業者だとわかった。クーリング・オフ期間は過ぎていますが、解約したい。

A

消費者センターで契約書面等の確認を行ったところ、申込年月日の記入がない等の書面不備があったので、相談者にクーリング・オフの通知を事業者に出すことを助言しました。事業者は書面不備を認め、クーリング・オフで対応するとの回答を得ました。

アドバイス

「訪問販売」は「特定商取引法」で規制されています。事業者は法律で決められた内容を記載した法定書面（契約書）を消費者に渡す義務があります。クーリング・オフ期間は、法定書面を受け取ってから8日間です。きちんとした法定書面が交付されていないければ、クーリング・オフ期間が進行せず、8日間で過ぎててもクーリング・オフが可能となります。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**

■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

